

平成 29 年 2 月 14 日（火曜日）午前 10 時開議

<齊藤守議員のみ抜粋>

○副議長（木名瀬捷司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑並びに一般質問を行います。通告順により齊藤守君。

（齊藤 守君登壇、拍手）

○齊藤 守君 自由民主党、船橋市選出の齊藤守です。本日は一般質問最終日ではありますが、自民党の先輩、同僚議員の皆様に御配慮いただき質問のチャンスをいただき、感謝申し上げます。また、私の質問に興味を持っていただいた傍聴においでの皆様、そしてインターネットの向こう側でお聞きいただいている皆様にも、心から感謝を申し上げます。

今回の質問は、私の政治への思いを力いっぱい、大上段からさせていただきますが、前半は竹刀を合わせているだけです。余りおもしろくないと思いますけれども、大事な質問でございますので、しっかりとお聞きいただければ幸いです。

では、1 番目の認可地縁団体についてから入らせていただきます。

自治会や町内会など一定の区域に住所を有する者のつながりに基づいてつくられた団体のうち、地方自治法が定める要件を満たした団体を認可地縁団体と呼びます。平成 3 年の地方自治法改正で認められた制度であり、比較的新しい概念です。

そこで伺います。認可地縁団体の制度はどのような経緯でつくられたのか。また、その構成員の考え方はどのようになっているか。

次に、生活保護制度における扶養義務について伺います。

ある人が生活保護を受けようとする場合、まず、親族からの扶養を受けることが求められます。夫婦や同居の親子はもちろん、生計を別にしている兄弟、姉妹にも扶養が求められることが一般的です。

そこで伺います。生活保護の申請に当たり、扶養義務者からの扶養を求める根拠は何か。また、どのような者が扶養義務を負うことになるのか。

次に、家族について伺います。

人間が生活していく上で最も自然で基本的なつながり、単位が家族です。一般的には、子供は幼児期から小学校、中学校、高校と、自分が生まれた家庭で、家族に囲まれ、その子なりの家族観、家庭観を育みながら成長していくわけですが、社会生活を営む上での最低限の共通認識として、家族とはどういうものなのか、どうあるべきなのかということについては、学校教育の中でも教えていく必要があります。

そこで伺います。学校教育において、家族についてどのように教えているのか。

次に、自衛隊について伺います。

日本国憲法第9条第2項は、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」と規定しており、戦力の不保持をうたっていますが、我が国には自衛隊が存在します。この点について政府は、憲法第9条のもとでも主権国家として自衛のための必要最小限度の実力を保持することは認められていることから憲法には違反しないと解釈していますが、一方で、一部には憲法に違反するという解釈も依然として存在します。自衛隊については、法律論や憲法論議として非常に重いテーマであり、学校教育の現場でどのように教えているか非常に気になるところであります。

そこで伺います。県立高校において日本国憲法と自衛隊との関係についてどのように教えているのか。

次に、私学助成について伺います。

日本国憲法第89条は、公金は、公の支配に属しない教育の事業に対し、これを支出してはならないと規定しています。この条文を素直に読むと、国や地方公共団体には公立でない私立学校に対して公金を支出してはならないという趣旨に受け取れますが、実際にはそれぞれ私立大学、私立高校等に対して公的助成を行っています。私も国や県の私学助成は当然必要であると考えており、これを否定するものではありませんが、法律論として確認したいと思います。

そこで伺います。県が行っている私学助成の根拠は何か。私学助成と憲法第89条との関係はどのように整理されているのか。

最後に、大規模災害等が発生した場合の対応について伺います。

県では、千葉県北西部直下地震や房総半島東方沖日本海溝沿い地震などについて被害想定をつくり、これに基づいてさまざまな災害対策を講じています。しかし、例えば阪神・淡路大震災の際は、兵庫県知事の自衛隊出動要請がおくれました。また、東日本大震災の際には、放置車両や災害廃棄物などの私有財産の撤去にちゅうちょしたため、被害の拡大や復旧作業におくれが生じました。こうした例を見ると、被害想定に基づいてさまざまな災害対策を講じても、想定を超えるような事態が発生した場合、対処し切れない場合もあるのではないのでしょうか。

そこで伺います。大規模災害時に自衛隊の災害派遣はどのようなルールに基づいて行われているのか。

緊急車両の通行の支障となる放置車両などの移動はどのようなルールに基づいて行われているのか。

以上で第1回目の質問とさせていただきます。(拍手)

○副議長（木名瀬捷司君） 齊藤守君の質問に対する当局の答弁を求めます。知事森田健作君。

(知事森田健作君登壇)

○知事(森田健作君) 自民党の斉藤守議員の御質問にお答えします。

きょうは斉藤議員の支援者の皆さん、ようこそおいでくださいました。

大規模災害等発生時の対応についてお答えいたします。

自衛隊の災害派遣のルールについての御質問でございます。自衛隊の災害派遣については、自衛隊法の規定に基づき、基本的には都道府県知事の要請により派遣されることになっております。ただし、特に緊急を要し知事の要請を待ついとまがないと認められたときは、防衛大臣または指定された部隊の長は、要請を待たないで、いわゆる自主派遣として部隊を派遣することができることになっております。なお、自主派遣をより実効性のあるものにするために、阪神・淡路大震災のあった平成7年に、防衛庁の防災業務計画で部隊の長が自主派遣を行う場合の基準が定められております。

緊急車両の通行の支障となる放置車両などの移動はどのようなルールに基づいて行われているのかとの御質問でございます。大規模災害発生時には、救命・救援ルートを迅速に確保するため、放置車両などの移動を行う道路啓開が必要となることから、平成26年11月に災害対策基本法が一部改正され、道路管理者は放置された車両の移動が可能となりました。この改正により、発災した場合は速やかにパトロールを開始し、収集した被災情報をもとに、車両移動に関する区間の指定や周知及び移動命令を行い、必要に応じて車両の移動を実施し、緊急車両の通行を確保することとしております。県では、車両移動等の機器の確保や震災訓練を行うなど、放置車両等の移動に速やかに対応する体制の強化に努めているところでございます。

私からは以上でございます。他の問題につきましては担当部局長からお答えいたします。

○副議長(木名瀬捷司君) 総務部長小倉明君。

(説明者小倉 明君登壇)

○説明者(小倉 明君) 私からは認可地縁団体制度と私学助成に関する2問にお答えを申し上げます。

まず、認可地縁団体制度がつくられた経緯及びその構成員についての御質問でございます。認可地縁団体制度が設けられる以前は、自治会、町内会等の地縁団体が権利能力を有することができず、不動産等については代表者等の名義で登記するしかありませんでした。このため、代表者の死亡や移転による名義変更などの際に問題が生じることが少なからずありました。このような状況を踏まえ、地縁団体が市町村長の認可により法人格を取得することで、不動産等を地縁団体の名義で登記することを可能にするためにこの制度が設けられたと承知をしております。認可地縁団体の構成員につきましては、その区域に住所を有する全ての個人が構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員と

なっていることが認可の要件の1つとなっております。

次に、県が行う私学助成の根拠と憲法第 89 条との関係についての御質問でございます。県では、国や地方公共団体が学校法人に補助金を支出できる旨を定めた私立学校振興助成法に基づき私学助成を実施しております。私学助成と憲法第 89 条との関係につきましては、憲法制定後に公の支配に関するさまざまな議論があったものの、昭和 24 年の私立学校法、昭和 50 年の私立学校振興助成法の制定により、私立学校に公的助成を行うことの憲法上の疑義は解消したとされている旨承知をしております。具体的には、これらの法律において助成を受けた学校法人に対し、所轄庁は業務や会計に関する報告徴収及び質問検査権、予算変更の勧告権、役員の解職勧告権等を有することが規定され、公の支配の法的な要件が整理されているところでございます。

私からは以上でございます。

○副議長（木名瀬捷司君） 健康福祉部長飯田浩子君。

（説明者飯田浩子君登壇）

○説明者（飯田浩子君） 私からは生活保護における扶養義務の根拠と、扶養義務を負う者についての御質問にお答えいたします。

生活保護法では、民法に定める扶養義務者の扶養が生活保護に優先して行われるものとされており、主に親子、祖父母や孫などの直系血族と兄弟、姉妹が扶養義務を負うこととなります。

私からは以上でございます。

○副議長（木名瀬捷司君） 教育長内藤敏也君。

（説明者内藤敏也君登壇）

○説明者（内藤敏也君） 私からは家族についての 1 問及び日本国憲法と自衛隊との関係についての 1 問にお答えいたします。

まず、学校教育において家族についてどのように教えているのかとの御質問ですが、学習指導要領では、道徳や家庭科、社会科等の内容として、父母、祖父母を敬愛することや、家庭生活と家族の大切さに気づくこと等を指導することとされており、これを踏まえ、各学校においては、例えば家族への感謝の気持ちを手紙で伝えたり、家族それぞれの立場に立って家族関係や家族のあり方について考えたりするなど、子供たちが家族の一員として充実した家庭生活を築くことの大切さや、家族や家庭の重要性について理解するよう指導しているところでございます。県教育委員会では、今後も児童生徒の発達段階に応じて、家族や家庭を大切にできる心情を育むことができるよう、指導の充実に努めてまいります。

次に、県立高校において日本国憲法と自衛隊との関係についてどのように教えているの

かとの御質問ですが、日本国憲法と自衛隊との関係については、主として高等学校公民科の現代社会における平和主義と我が国の安全について理解を深める学習の課程や、政治経済における我が国の安全保障と防衛及び国際貢献などについての学習の課程で、それぞれの学校の実態に応じて扱われております。なお、学習指導要領解説の公民編では、我が国の防衛や国際社会の平和と安全の維持のために自衛隊が果たしている役割など、我が国の防衛や国際社会の平和と安全に関する基本的事項について、広い視野に立って考察させるとされており、各学校ではこれを踏まえた指導を行っているところです。

私からは以上でございます。

○副議長（木名瀬捷司君） 齊藤守君。

○齊藤 守君 御答弁ありがとうございました。それでは、全ての項目について第2回目の質問をさせていただきます。

まず、認可地縁団体ですが、かつては今も自治会などの会議は世帯主、戸主が構成員となり、意思決定も世帯主により、世帯ごとに平等に行われています。しかし、認可地縁団体については、団体への加入は世帯単位ではなく個人単位とすることが認可要件の1つとされています。そして、地域住民の相当数、一般的には過半数それ以上、あるいはほとんどの個人ということでしょうけれども、構成され、総会での意思決定も各個人が平等とされています。このため、生まれたばかりの赤ん坊から寝たきりの高齢者まで、つまり、自分では字が書けないはずの人が名前を連ねなければならないといった不都合なケースもあるようです。

そこで伺います。法が定める個人単位で表決権1人1票という原則は、現実的にはできないのではないかと。

次に、生活保護における扶養義務についてですが、生活保護よりも扶養義務者による扶養のほう優先されるとのことでした。しかし、以前、高額な収入のあるテレビタレントの母親が生活保護を受給して話題となったように、実際には扶養能力が十分あると思われるにもかかわらず、扶養義務者が扶養しないケースがあるのではないのでしょうか。

そこで伺います。扶養義務者の扶養能力について、どのくらい厳格に判断しているのでしょうか。

次に、家族についてですが、学校では家族や家庭の大切さについて丁寧に教えているとのことでした。しかし、近年、家族のあり方や家庭環境は多様化してきており、以前のように画一的ではなくなってきました。こういう状況では、家族について学校で教えるに当たり、社会全体の共通認識としての家族のあり方、あるべき姿について明確に規定しておく必要があるのではないのでしょうか。

そこで伺います。そもそも教育の基本について定める教育基本法では、家族についてどのような規定をしているのでしょうか。

次に、自衛隊については、その果たしている役割を中心に広い視野に立って考えるよう教えているとのことでした。しかし、そもそも自衛隊の存在を肯定する政府見解と、それを否定する立場が存在している以上、教育現場で教えるに当たっても、いろいろと葛藤や苦労があるのではないかと想像する次第です。

そこで伺います。憲法上、相反する考え方が存在する自衛隊について教えるに当たり、教育現場ではどのような工夫をしているのか。

次に、私学助成についてですが、憲法の表現に合わせるために、苦勞して一般法で要件を整理してきたことが伺われます。私学助成の必要性については誰も否定するものではありませんが、憲法制定直後には公の支配についてさまざまな議論があったとのことでした。

そこで伺います。憲法制定後の議論でどのようなものがあったのか、お願いいたします。

最後に、大規模災害発生時の対応についてです。これまでの経験を踏まえ、想定に基づいて法制度や災害対策を講じているとのことでした。しかし、自衛隊の派遣については、阪神・淡路大震災のときにも、仮に知事の派遣要請がなくても、法律上は自衛隊による自主的な派遣が可能でした。けれども、具体的な派遣の基準が定められていなかったために、実際には出動されませんでした。また、私有財産の制限については、東日本大震災直後にはルールがありませんでした。このため、被災地では自動車や瓦れきを処分しようとする市町村と住民との間でトラブルが絶えなかったそうです。こうした混乱を受けて、国は大震災の発生から2週間後に私有財産の処分に関する指針を示し、その後、法律を改正して現在に至っているということです。まさに後手後手です。

仮に今後、例えば首都直下型地震や東南海地震など、これまでの想定をさらに超えるような大規模な災害が発生した場合、既存の法律では対応できない問題がまた起きるかもしれません。これまで以上に国が財産権や移動の自由、金融、経済の問題など、国民の権利を緊急的に制限せざるを得ないような事態が起きるかもしれません。

そこで伺います。大規模災害に対応するため、緊急的に国民の権利を制限せざるを得ないような事態が発生した場合、どのように対応するのか。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

○副議長（木名瀬捷司君） 総務部長小倉明君。

○説明者（小倉 明君） それでは、まず、地縁団体における1人1票という表決権に関する御質問にお答えをいたします。

地域の実情に応じまして、世帯単位で意思決定を行うことが適当である事項につきましては、地縁団体が規約に定めるところにより表決権を世帯単位で1票とすることができるかとされており。意思決定のあり方につきましては、各団体の実情に応じて判断していただくものと、そのように考えてございます。

次に、私学助成に関する憲法制定後の議論に関する御質問でございます。憲法第89条の

公費濫用の防止という立法趣旨に鑑み、私学助成を行う上で、私立学校の自主性を認めながら、一方で憲法の定める公の支配の要件を満たすためにはどのような規制が必要なのか、その具体的な要件について議論があったと承知をさせていただきます。

以上です。

○副議長（木名瀬捷司君） 健康福祉部長飯田浩子君。

○説明者（飯田浩子君） 生活保護における扶養義務者の扶養能力についてどれくらい厳格に判断しているのかとの御質問でございますが、国の通知では、扶養義務の履行を直ちに法律に訴えて強く求めることは避けることが望ましいとされております。そのため、扶養能力については、扶養義務者に対する実地調査や文書照会などにより、扶養の可能性の調査を行い判断をしております。

以上でございます。

○副議長（木名瀬捷司君） 教育長内藤敏也君。

○説明者（内藤敏也君） 私からは家族と自衛隊についての再質問にお答えいたします。

まず、教育基本法における家族についての規定に関する御質問でございますが、教育基本法では、家庭教育については保護者が子供の教育について第一義的責任を有すること、国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことなどが規定されているものの、家族そのものについての規定はございません。

次に、自衛隊について、憲法上相反する考え方が存在する自衛隊を教えるに当たり、教育現場ではどのような工夫をしているのかとの御質問でございます。例えば、自衛隊に関する政府の見解や裁判例をめぐる議論など、多様な見方や考え方のある事柄を扱う場合等においては、生徒の考えや議論が深まるようさまざまな見解を提示すること、また、特定の見方や考え方に偏った取り扱いにより、生徒が主体的に考え判断することを妨げることのないよう留意しながら授業を進めることなどの工夫が考えられます。

以上でございます。

○副議長（木名瀬捷司君） 防災危機管理部長浜本憲一君。

○説明者（浜本憲一君） 大規模災害時の対応についての再質にお答えをいたします。

災害対策基本法では、非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、生活必需物資の譲渡制限や配給等の必要な措置を講ずることができるとされています。

以上でございます。

○副議長（木名瀬捷司君） 齊藤守君。

○齊藤 守君 再質問に対する御答弁、ありがとうございました。

最後に、それぞれの項目について問題提起をしながら私見を述べさせていただきたいと思います。

まず初めに、認可地縁団体の問題です。

総会での表決については、規約で定めれば世帯単位での表決が可能な場合もあるということでした。しかし、認可地縁団体の設立時には必ず構成員個人全員の名前が必要です。そして、その後死亡したり結婚して移動が生じて、実際には一々名簿の変更をしていないケースがほとんどだと聞きます。このような問題が生じるのは、法律があくまでも個人単位を原則としてつくられており、世帯を基本とした考え方になっていないからです。そして、これはもとをただせば憲法上、個人のみが主体とされ、家族や世帯という概念が定められていないからだとと言えます。憲法違反にならないようにつくられた法律の不備を、各団体が定める規約によって実態にすり合わせてやりくりをしているだけです。これって何か変だと思いませんか。本来であれば、個人とともに家族についても、社会生活を営む上での重要な概念として憲法上規定し、実態に合った法にすべきです。

次に、生活保護における扶養義務についてです。

扶養義務者に扶養の可能性を調査するだけで、実際には扶養が可能であっても履行しないケースが相当数あるはずだと思います。国がそれでもよいとしているのは、扶養義務者の定義や義務の範囲が法律上明記されておらず、腰が引けているからではないでしょうか。扶養義務者とは、つまり家族のことですが、憲法は個人の自由を保障する一方、家族のあり方について規定していません。そもそも、法や通知は憲法を乗り越えることはできないので、これでは法の趣旨を実現できないのは当然です。

家族や親族は、人間が生きていく上で最も根源的なつながり、単位であり、社会や行政といった他人とのかかわりよりも強いきずなで結ばれているはずですが、したがって、困ったときにはまず家族で助け合うということが自然ではないでしょうか。世界の国々の憲法を見ると、多くの国で個人と並んで家族に関する条項が入っています。こうした家族について当たり前のことについて、我が国でも憲法の中にはっきりと規定すべきだと思います。

そして、このことが教育現場における家族の問題にもつながってきます。教育基本法には、家族について規定がないとのことでした。これも、そもそも我が国の最高法規である憲法において、家族とは何か、家族とはどうあるべきかという規定がされていないからだと考えます。人間が生活していく上で最も自然で基本的な単位である家族について、憲法上あるいは教育基本法上も規定されないまま、未来を担う子供たちに家族のあり方を教えるというのも、いかがなものでしょうか。家族のあり方が多様化していて、子供たちがさ

まざまな家庭環境で育っている今こそ、家族について憲法の中で明記すべきだと思います。

それから、同じく教育現場における問題としての自衛隊です。

自衛隊について教えるのは大変難しいと思います。自衛隊について、教育長からは模範解答をいただきましたが、実際にはどのように教えているのか疑問です。さきの日教組の教育研究全国集会では、憲法前文と9条とを暗記させる授業を行っているという報告がありました。果たして何を目的としているのでしょうか。国の最高法規である憲法について、しかも、自衛隊の存在という根本的な問題について、現在相反する2つの解釈が存在しています。国民の生命、財産を守るために、そして国際社会の平和と安全のために、みずからの命をかけて働いている自衛隊が厳然として存在しているにもかかわらず、一方の解釈に立てば、彼らの存在は憲法違反というふうにされかねません。このような憲法の規定と現実とのギャップが生じていることについて、生徒もどう受けとめればよいのか混乱するでしょう。教える教師にとっても苦労が多いと思います。

毎日新聞が昨年12月22日に報じた埼玉大学社会調査研究センターとの共同世論調査の結果では、戦力不保持を規定した憲法第9条2項に関しては、「自衛隊の保持とその役割を明記すべきだ」が36%、「国防軍の保持と役割を明記すべきだ」が17%で、合計で53%の人が改正すべきだと考えています。逆に、「改正すべきでない」は21%にとどまったという結果が示されていました。また、内閣府の調査では92.2%の人が自衛隊に好意を抱いています。まさに国民の多くは合理的で冷静な判断をしているわけです。

いまや国民の多くが認めている自衛隊について、教育現場の混乱を招かないようにするためにも、実態に合わせる意味でも、そろそろ憲法上ははっきりと位置づけをすべきではないでしょうか。

それから、私学助成についてです。

私立学校に対する公的助成が必要なことは言うまでもありません。しかし、本来それが独自の建学の精神を掲げる私立学校に対して、国や地方公共団体が一定の関与をすることを公の支配と呼ぶのは不自然な気がしてなりません。関与どころか管理監督、さらには文字どおりもっと強力で支配することすら許容するかのような表現です。これは、そもそも公の支配が憲法第89条に違反しないための要件であることから、この概念をそのまま使って解釈しているだけにすぎず、憲法上、公の支配という文言を実態に即したもっと国民にわかりやすい表現に改めれば、ただそれだけで済むことです。

最後に、大規模災害発生時の対応についてですが、災害対策基本法に、内閣総理大臣による災害緊急事態の布告の規定があるので、想定を超えるような大規模災害が発生しても大丈夫ということだと思います。しかし、東日本大震災の際にもこの規定はありました。ありましたが、当時の菅総理大臣は、財産権の移動の自由など憲法上の国民の権利を制限することになるからちゅうちょし、結局発令しなかったのです。もし発令されていれば、あるいはもっと多くの人命が救えたかもしれません。あのとき発令すべきだったかもしれないこの布告を時の総理大臣にためらわせたのは、憲法上、緊急事態条項がないことでし

た。こうしたことが二度と起きないよう、緊急事態に関するさまざまなルールを法律だけでなく憲法上も明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。

以上、見てきた事柄は、全て現在の憲法に社会的に重要な概念である家族や自衛隊、そして緊急事態に関する条項が規定されておらず、私たちの実生活の実態との間に乖離が生じていることから不都合が生じているという例です。こうした不都合を放置しておいてよいのでしょうか。

(「だめだよ」と呼ぶ者あり)

○齊藤 守君(続) ありがとうございます。また、特に最後に見た災害対策基本法にある内閣総理大臣の災害緊急事態の布告について言えば、法律はあっても発令をためらわせてしまうのでは意味がありません。それでも、東日本大震災のときには被害の中心が首都圏とは離れた地域であったため、首相官邸も国の省庁も機能し続け、何とか対応することができました。しかし、仮にこれが首都直下地震だったらどうでしょうか。東北とは比べ物にならない数のさまざまな国から来たさまざまな考え方をを持った人々が、千万人単位で被災をします。自衛隊を派遣するにも、どこにどれだけ派遣すればよいのか、道路にあふれる膨大な数の車両をどうするのか、救援物資をどう調達し、どう運ぶのか、瓦れきや救助の妨げとなる私有財産をどうするのか、銀行取引やガソリン調達はどうするのか、こうしたまさに想像を絶する未曾有の事態の全てに対応した法律をつくっておくことは不可能です。

東日本大震災の際には、首長や自衛隊の隊長など現場の判断で、俺が責任をとるからやれといって、法律の規定を超えた対応、いわゆる超法規的措置がとられる場面が多くあったと聞いております。こうしたことについて、緊急事態なんだからそれでいいじゃないか、超法規的措置もやむを得ないという考え方もあるかもしれません。しかし、日本は法治国家です。国民の人権制限や国政の重要事項については、あらかじめ国の最高法規である憲法で定め、その憲法に基づいて法律をつくり政治を行う、これこそが法治国家であり、立憲主義ではないのでしょうか。そうすれば、時の総理大臣が必要なときに災害緊急事態の布告の発令をためらうようなこともないでしょう。こうした意味から、憲法の中に緊急事態の条項を加えるべきだと考えます。

ここで1つ、今ここにいらっしゃる皆さんに聞いていただきたいものがあります。ある中学生が書いた作文の一節です。内容は、憲法とは関係ありません。私が申し上げますので、日本語として間違っているところはないか、よく聞いていただきたいと思います。それでは、申し上げます。いじめをしないと決議したクラスメートたちの約束に信頼して、授業に出席することを決意した。もう一度言いますね。いじめをしないと決議したクラスメートたちの約束に信頼して、授業に出席することを決意した。いかがでしょうか。「約束に信頼して」という部分がおかしいと思いませんか。「約束を信頼して」が日本語として正しい助詞の使い方です。これがもし学校の国語のテストであれば減点されてしまうでしょ

う。ところが、これと同じレベルの誤りが日本国憲法の条文にもあるのです。前文の中の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」という部分です。先ほどの文章と同様に、助詞の使い方が間違っています。これ以外にも、憲法の条文の中には日本語としておかしい言い回しが幾つも見られます。これは、現在の日本国憲法が制定された状況を考えれば理由がわかります。

戦後の混乱の中、GHQが憲法に関して素人を含む20人余りで1週間くらいでつくった英文の草案を、非常に短い期間で日本語に翻訳しながら作成しなければなりませんでした。そのときの混乱が、こうした条文の誤りにもあらわれているのです。我が国の最高法規でありながら、日本語としておかしい憲法の条文を、国民の誰が読んでも違和感を感じないような条文にそろそろ改めようではありませんか。間違った日本語を暗記させられるのは、子供たちがかわいそうです。

また、憲法改正と聞くと、何となく議論すること自体がはばかられ、国政に関することだけに国に任せておけばいいと考えがちです。しかし、憲法があるべき姿になっていないことで、これまで見てきたとおりさまざまなひずみが生じ、地方が困っているんです。現場が困っているんです。それは、ひいては県民、つまり国民にとって大きなマイナスになるんです。憲法改正の最終的な判断権は、主権者たる国民に委ねられています。その国民に判断をしてもらうために議論すること、問題提起として国会が発議するよう求めることは、政治に携わる者の使命ではないでしょうか。問題があることを知りながら何もしないのは、国民が判断する機会を奪っていることにほかなりません。それは、政治に携わる者として怠慢ではないでしょうか。

（「自民党何やっているんだ」と呼ぶ者あり）

○斉藤 守君（続） そうだ。憲法によって国民の権利が保障され、憲法に基づいて法律がつくられ、その法律に統制されて政治が行われる。これによって国民が安心して暮らせる、そんな当たり前の世の中にするためにも、憲法を改正する必要があるのではないのでしょうか。

森田知事、御答弁は求めません。いかがでしょうか。ありがとうございます。今、知事が小さくうなずいていただいたこと、それだけで私のきょうの質問は満足でございます。ぜひ、全国知事会等を通じて、国に対して議論をし、発議するよう要望していただきたいと思えます。

ここまで長く述べさせていただきましたが、日本国憲法が制定されて70年目を迎えることし、ここ千葉県議会から皆様とともに憲法について考え、問題提起をし、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。